

## 第二百九十話 異例な個人宛死守命令！

極めて異例の個人宛の軍の死守命令が発出された事例がある。一見すると美談であるが、果たして起案参謀の真意は奈辺にあったのだろうか？義の水上少将（士23期）（ミートキーナ守備部隊長）に対する死守命令の要否・是非は議論のあるところだ。

### 1 1944（S19）年5月北部ビルマ方面の状況

カサブランカ会談（1943/1）を受けて、同年末頃から、英軍はインパール方面等から、米支軍はフーコン及び雲南方面から本格的反攻を開始した。北部ビルマのミートキーナは、正に新設の援蒋ルートであるレド公路、鉄道の端末地、イラワジ河水運、空輸中継地の一大要衝であり、彼我にとって確保すべき緊要地形であった。即ち、日本にとって、ミートキーナの失陥は、雲南及びフーコン溪谷の防衛を危殆に陥れ、連合軍の作戦軸が確保されることを意味していた。

### 2 ミートキーナの防衛態勢と増援処置

同地を守備していたのは18師団114歩兵連隊（丸山大佐）の700名弱だった。事態を憂慮した北部ビルマを担任する33軍司令官は、ミートキーナ救援のため、56師団の歩兵団長水上少将の指揮する部隊を派遣するように命じた。然しながら、歩兵旅団主力は雲南正面に投入されており、少将に与えられたのは歩兵1個小隊を含む150名ほどであった。師団は、独断で増援兵力の削減をしたが、33軍は事後追認した。

問題は、実働兵力大なる部隊を他師団の歩兵団長に指揮させたことだろう。（守備部隊は軍直轄となった。）丸山連隊長と水上少将の関係がギクシャクしたのも頷ける。人間は理性のみにて動くものではない。また、両者の気質の差が、夫々が、軍司令部に報告した戦況推移見積に表れているとも云われる。



### 3 軍の個人宛死守命令

33軍は、雲南正面において攻勢を企図し、側背援護に任ずるミートキーナ守備部隊を督励すべく、以下のような軍命令を発した。涙を流しながら起案したのは、着任間もない軍参謀辻正信大佐である。

「1 軍は近く龍陵方面の敵に対し攻勢を企図しあり。『バーモ』『ナンカン』地区の防備は未完なり。（\*33軍の後方地区の防備不十分との意）

#### 2 水上少将は「ミートキーナ」を死守すべし。」

訂正しようとした参謀を制した辻参謀は後程「以前ノモンハン事件で戦場から脱出してくる兵の処置に困ったことがあったので、水上少将は死守すべしと命じておけば、謹厳な少将のことだから軍の真意を酌んで目的を達するだろうし、万一脱出する将兵が出てもそれらが命令違反にならないようにこの文面にした。」と説明したと云う。

### 4 守備部隊の撤退と少将の自決

圧迫を受けた守備部隊のうち、丸山大佐指揮の部隊は、イラワジ川を渡河移動した。（1944/8/2～）（尚、大佐は死守命令を承知しておらずとして擁護する見方もある。）水上少将は丸山大佐宛の突破脱出の命令文を副官に託し、また、部下を脱出させるべく処置した後自決した。丸山部隊の撤退行動には芳しからぬ逸話が纏わりつく。

### 5 辻参謀の真意や如何

辻参謀の真意は3項記述のように、脱出してくる将兵を慮ってのことなのか？水上個人に死を命ずることで将兵を免罪したのか？そうではないとの傍証もある。それは脱出した中尉を辻参謀が罵倒したことからも察せられる。更に、穿った見方は、逃げ腰の丸山大佐を鞭撻して全軍のために時を稼ぐには水上少将を死なせねばならない。丸山大佐に因果を含ませたのだというのである。とすれば、その目的は達せられなかった。

\* 尊厳あるべき行動命令の姑息な含意に違和感を覚えるのだが・・

（了）